

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第一条第一項第一号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（案）
に関する意見募集の結果について

令和6年10月31日
厚生労働省
保険局医療介護連携政策課

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第一条第一項第一号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（案）について、令和6年8月22日（木）から同年9月20日（金）まで御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

また、本件につきましては、パブリック・コメントに付した案に所要の技術的な修正を行った上で制定することとしましたので、お知らせいたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>松竹梅という表記は若い世代には分かりづらく、また、英語表記する際にも都度説明が必要になり煩雑である。Class1, 2, 3などのように明確な記述にしていきたい。</p>	<p>本案においては、条文上「甲乙丙」と規定しておりますが、御意見を踏まえ、研究者等に向けた手数料単価等の具体的な案内に際しては、より分かりやすい記載に努めてまいります。</p>
2	<p>2点、意見提出させていただきます。</p> <p>1点目は、告示案では、HICのスペックを「松竹梅」の3択できることになっています。</p> <p>しかし、NDBやHICによほど長けた利用者でない限り、必要とするスペックや記憶容量を事前に想定出来ない可能性が高いと思います。貴省としてもできる限り情報公開のほどお願いいたします。</p> <p>また、他の公開資料を読む限り、松竹梅はストレージだけでなくvCPUやメモリが異なるものと察します。研究テーマによって必要スペックは異なるため、ストレージ・CPU・メモリそれぞれで松竹梅を設け、計27択できるのが望ましいと考えます。今回の改正で対応は困難だと思いますが、将来的な対応をご検討いただけると幸いです。</p> <p>2点目は、政令案に対するパブコメでも記載させていただいたため重複になり申し訳ありません。</p> <p>政令を変えるのは大変だけど、告示を変えるのはそれほど大変ではないというイメージがあります。そのため、限度額を政令で定めて、利用額を告示で示すのは納得できずし、リーズナブルな運用だと思います。</p> <p>その一方、今回の告示案で示された利用額は、政令案で示された限度額の最大値になっているように感じます。特に円安・ドル高基調で、日本でも物価・人件費上昇してい</p>	<p>1点目について、御意見を踏まえ、研究者等に向けた手数料単価、HICのスペック等の具体的な案内に際しては、より分かりやすい記載に努めてまいります。また、匿名医療保険等関連情報（以下「NDBデータ」という。）の提供に当たっては、実際に必要となるNDBデータの抽出条件等を確定するなどの調整を行うこととしており、その際には、必要となるHICのスペック等について丁寧にご説明、相談してまいります。また、HICのスペックについては、松竹梅のほか、用途及び利用人数の区分に応じて選択できる仕組みとしており、ストレージの拡張等についても柔軟に対応できるようにシステムを検討してまいります。</p> <p>2点目について、御意見いただいたとおり、本政令案においては、為替の影響を受けるNDBデータ抽出の抽出に要する記憶容量1ギガバイトごとの費用、HICを利用する場合の費用については、為替の変動幅を勘案して上減額を設定し、具体的な額の設定を厚生労働大臣告示に委任をしております。</p> <p>いずれにしても、今般の手数料見直し後の状況をよく注視しながら、今後の手数料の額については引き続き検討してまいります。</p>

	<p>ることを踏まえると、また近い将来、再値上げがあるのではないかと考えます。</p> <p>研究者としては安いに越したことはないですが、NDBの研究利用を持続可能なものにするための値上げは仕方ないとも思います。しかし、手数料額によって研究者側も右往左往するため、頻繁な手数料額の変更、特に政令を改正するような手数料額の変更は、何卒控えていただけることをお願いしたいです。</p>	
3	<p>告示案に関して2点意見がございます。</p> <p>1点目について。スペックとして「松竹梅」の記述がございますが、利用者ごとにニーズが異なる可能性があるため、より詳細にスペックを選択できることが望ましいと考えます。</p> <p>また、NDBやHICの経験がない利用者は、必要とするスペックや記憶容量を事前に想定出来ない可能性があるため、利用者の希望に応じて適切なスペックを提案することができれば、提出後のトラブルを防ぐことができるのではないかと愚考します。</p> <p>何卒ご検討のほどよろしくお願いたします。</p> <p>2点目について、政令案のパブコメでも同様の内容を提出しましたが、告示案にも被ると考えたため重複提出させていただきます。NDBはじめ公的DBは、たとえ国が維持しているとはいえ、受益者負担の原則に基づき、研究者や民間事業者が一定程度負担すべきと考えます。</p> <p>今回、利用料の限度額を政令で定めただうえで、比較的容易に変更可能な告示で具体的な額を定めることは、昨今の</p>	<p>1点目について、HICのスペックについては、松竹梅のほか、用途及び利用人数の区分に応じて選択できる仕組みとしております。また、御意見を踏まえ、研究者等に向けた手数料単価、HICのスペック等の具体的な案内に際しては、より分かりやすい記載に努めてまいります。また、NDBデータの提供に当たっては、実際に必要となるNDBデータの抽出条件等を確定するなどの調整を行うこととしており、その際には、必要となるHICのスペック等について丁寧にご説明、相談してまいります。</p> <p>2点目について、御意見いただいたとおり、改正後の政令においては、為替の影響を受けるNDBデータ抽出の抽出に要する記憶容量1ギガバイトごとの費用、HICを利用する場合の費用については、為替の変動幅を勘案して上減額を設定し、具体的な額の設定を本案の厚生労働大臣告示に委任をしております。</p> <p>いずれにしても、今般の手数料見直し後の状況をよく注視しながら、今後の手数料の額については引き続き検討してまいります。</p>

急激に変動する為替相場や物価上昇を踏まえて、非常にいい仕組みだと思います。

しかしながら、政令に記載された「・・・円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働大臣が定める額」に対して告示に記載された額がほぼ最大額となっており、今後の円安基調や物価上昇・人件費上昇の可能性が高いにもかかわらず、手数料を上げるには再び政令改正をしなければならないことを懸念しております。

公務員や関係者の皆様が、今後新たに発生する事務的負担が少なくなるよう、制度設計していただければと思います。